



The
Building
Center
of
Japan

BR住-505-05
平成13年12月10日制定
平成20年 1月10日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成23年11月 2日改訂
令和6年9月24日改訂

低層建築物等の建築基準法施行規則 第1条の3第1項性能評価申請要領



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評定部

目次

1. 申請の対象	1
2. 申請の区分等	3
3. 申請に必要な図書等	6
4. 事前打合せから性能評価書発行までの 標準的な事務手続きフロー	7
5. 留意事項	9

1. 申請の対象

1. 1 申請の原則

- (1) 「低層建築物等の建築基準法施行規則第1条の3第1項性能評価申請要領（以下「申請要領」という。）」は、「性能評価業務実施要領」に基づき定められています。
- (2) 本性能評価の審査は、「建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号イ、同号ロ（1）及び同号ロ（2）の認定に係る性能評価業務方法書（建築物又はその部分）（BR 共-03-06）」に基づき行います。
- (3) 本申請要領は、建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の3第1項第一号イ、同号ロ（1）及び同号ロ（2）の認定（建築物又はその部分（以下「建築物等」という。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第68条の25の構造方法等の認定が必要なものはその認定を受けたものに限り、かつ、法第20条第1項第二号に掲げる建築物等に係る施行規則第1条の3第1項第一号ロ（2）の規定に基づく認定にあつては、建築物の高さが31m以下であるものに限る。）に係るもので、当該認定に係る構造の建築物等について、施行規則第1条の3第1項第一号イ及び同号ロ（1）の規定に基づき、確認申請書に添える図書から除くものとして、同号イに規定する表1の（は）項に掲げる図書、同号ロ（1）に規定する表2の（1）項の（ろ）欄に掲げる図書又は書類に掲げる図書及び表5の（3）項の（ろ）欄に掲げる図書のうちから図書を国土交通大臣が指定するもの並びに同号ロ（2）の規定に基づき、同号ロ（2）に規定する表3の各項の（ろ）欄に掲げる構造計算書及び表5の（2）項の（ろ）欄に掲げる計算書並びに表3の各項の（ろ）欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるものに代えるものとして、当該構造であることを確かめることができる構造計算の計算書を国土交通大臣が指定するものに限る。）に係る性能評価を申請する案件に適用するものです。

1. 2 審査対象案件

審査対象案件は、次の建築物とします。

- (1) 建築物（地下室又は地下車庫を有するものを除く。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の地下室を有する建築物
- (3) 鉄筋コンクリート造の地下車庫を有する建築物
- (4) 上記以外の建築物

1. 3 審査対象委員会

申請の内容に応じて、木質構造審査委員会、鉄鋼系住宅構造審査委員会、コンクリート系住宅構造審査委員会、中低層免震制振構造審査委員会又は特別工法審査委員会で審査します。

1. 4 審査対象要件

本性能評価は、次の要件を満たす認定に係る建築物等の構造の内容（構造概要、構造方法の構成、適用範囲、構造耐力上主要な部分に使用する材料の規格等、平面・立面計画基準、基礎、耐力壁及び床等構造要素の仕様と配置ルール等、構造詳細図及びスパン表等）及び構造設計チェックシートを対象として実施します。

- (1) 適用範囲が限定されていること。

- (2) 構造耐力上主要な部分に使用する部材の材質、規格、形状及び寸法がすべて特定されていること。
- (3) 性能評価に係る構造の建築物等について当該構造であることを確かめることができる構造計算の基準が建築基準法施行令（以下「令」という。）第 82 条各号及び令第 82 条の 4 に定めるところによる構造計算又は許容応力度等計算と同等に安全性を確かめることができるものであること。
- (4) 平面計画及び立面計画について、確認申請図書との照合が容易に行えるものであること。
- (5) 軸組、耐力壁及び小屋組等の配置ルール並びにそれらに用いる部材の組み合わせルールが明確に定められていること。
- (6) 法第 6 条の確認における審査の方法が分かり易く、審査事項の数が適切であること。

2. 申請の区分等

2. 1 申請の区分の原則

本性能評価は、次に示す建築物等の安全性を確かめるために行った構造計算の種類、性能評価をする建築物等について当該構造であることを確かめることができる構造計算の基準（施行規則第1条の3第1項第一号ロ（2）の規定に基づく認定に係る性能評価に限る。）、構造形式、モジュール、階数及び構造計算に用いる荷重及び外力等により区分してください。ただし、申請に係る建築物等の構造計算を次の（5）、（6）によらず、適切に場合分けして行う場合には、当該場合分けにより区分することができます。

- (1) 建築物等の安全性を確かめるために行った構造計算の種類
- (2) 性能評価に係る構造の建築物等について当該構造であることを確かめることができる構造計算の基準
- (3) 構造形式
- (4) モジュール
- (5) 階数
- (6) 構造計算に用いる荷重及び外力（積載荷重、垂直積雪量と積雪の単位荷重との組み合わせ、基準風速と地表面粗度区分との組み合わせ、地震地域係数等）
- (7) その他

2. 2 申請の区分の詳細

性能評価を申請する際は、申請の内容に応じて、次の（1）から（6）までの項目で区分して申請してください。

- (1) 性能評価は、「建築物等の安全性を確かめるために行った構造計算の種類」により区分してください。当該構造計算の種類は、例えば次のいずれかになります。
 - ①許容応力度等計算（ルート2）
 - ②保有水平耐力計算（ルート3）
 - ③限界耐力計算
- (2) 性能評価は、「性能評価に係る構造の建築物等について当該構造であることを確かめることができる構造計算の基準」により区分してください。当該構造計算の基準は次のいずれかになります。
 - ①許容応力度計算（ルート1）と同等の基準：令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算と同等に安全性を確かめることができる場合（平成19年国土交通省告示第832号関係）
 - ②許容応力度等計算（ルート2）と同等の基準：許容応力度等計算と同等に安全性を確かめることができる場合（平成19年国土交通省告示第1274号関係）
- (3) 性能評価は、「構造種別」により区分してください。
 - ①構造種別による区分
（例）木質系
鉄鋼系

コンクリート系

(4) 性能評価は、「建築物の種類」により区分してください。例えば、「建築物（地下室又は地下車庫を有するものを除く。）」と「鉄筋コンクリート造の地下室を有する建築物」を申請する場合は、2件の性能評価申請となります。

①建築物の種類による区分

(例) 建築物（地下室又は地下車庫を有するものを除く。）

鉄筋コンクリート造の地下室を有する建築物

鉄筋コンクリート造の地下車庫を有する建築物

(5) 性能評価は、「構造形式」及び「基本モジュール」により区分してください。

①構造形式による区分

(例) ラーメン構造

軸組構造（ブレース構造含む）

ユニット構造

②基本モジュールによる区分

(例) 910 mm

1,000 mm

(6) 性能評価は、「階数」、「構造計算に用いる荷重」、「外力等の組合せによる必要壁量表等の種類」により区分してください。これは、個々の建築確認申請においては、建設地等の適用条件により性能評価区分が決まり、その区分に対して建築主事の内容照合等の判断が必要とされるためです。ここで、階数及び構造計算に用いる荷重、外力等による区分は次の方法によることとし、組合せは申請者が任意に選択することができます。当該組合せが1区分となり、1件の性能評価の申請となります。

ただし、申請に係る建築物等の構造計算を階数及び構造計算に用いる荷重、外力等によらず、適切に場合分けして行う場合には、当該場合分けにより区分することができます。この場合は、当該場合分けにより区分したものを1件の性能評価の申請とすることができます。なお、この場合においても、階数、積雪地域（一般地域、多雪区域）に対しては、必ず区分してください。

①階数による区分

(例) 平家

2階建て（小屋裏利用2階建てを含む）

3階建て（小屋裏利用3階建てを含む）

②積載荷重による区分

(例) 1800N/m²以下（1階2900N/m²以下）

2900N/m²以下

③積雪荷重（垂直積雪量及び積雪の単位荷重の組合せ）による区分

(例) 100cm以下（20N/cm/m²）

100cm以下（30N/cm/m²）

200cm以下（30N/cm/m²）

④速度圧（基準風速（ V_0 ）及び地表面粗度区分の組合せ）による区分

（例）38m/s 以下（Ⅱ（Ⅲ・Ⅳを含む））

30m/s 以下（Ⅲ（Ⅳを含む））

38m/s 以下（Ⅲ（Ⅳを含む））

46m/s 以下（Ⅳ）

⑤地震地域係数（ Z ）による区分

（例）1.0（1.0 以下を含む）

0.7

階数及び構造計算に用いる荷重、外力等の組合せのイメージ

（必要壁量表等の種類及び組合せの数）（例）

階数	・地震地域係数	・速度圧	・積雪荷重	・積載荷重
平家	・ 1.0	・ 40m/s（Ⅲ）	・ 100cm(20N/cm/m ²)	・ 1800N/m ²
2階建て	・ 1.0	・ 36m/s（Ⅲ）	・ 100cm(20N/cm/m ²)	・ 1800N/m ²
2階建て	・ 1.0	・ 40m/s（Ⅱ）	・ 100cm(20N/cm/m ²)	・ 1800N/m ²
平家	・ 1.0	・ 36m/s（Ⅲ）	・ 200cm(30N/cm/m ²)	・ 1800N/m ²
2階建て	・ 1.0	・ 32m/s（Ⅲ）	・ 100cm(30N/cm/m ²)	・ 1800N/m ²

2.3 申請の区分の特例

次の（1）、（2）の部材選定規定においては、2.1 及び 2.2 の申請の区分の規定によらず、同一申請内で複数設定することができます。

（1）垂直積雪量に応じた小屋組部材等（直接積雪荷重を受ける部分を構成する部材）選定規定

小屋組部材等（直接積雪荷重を受ける部分を構成する部材）を選定する規定においては、2.1 及び 2.2 の申請の区分で設定する積雪荷重の垂直積雪量によらず、同一申請内で複数設定して、それぞれ部材を選定する規定を設けることができます。

（例）

2.1 及び 2.2 の申請の区分で設定する積雪荷重の組合せ：100cm 以下（20N/cm/m²）

小屋組部材等（直接積雪荷重を受ける部分を構成する部材）選定規定における垂直積雪量：
100cm 以下、80cm 以下、50cm 以下、30cm 以下

（2）地盤の長期地耐力に応じた基礎部材選定規定

地盤の長期地耐力に応じた基礎部材選定規定における基礎部材断面等は、同一申請内で複数設定して、それぞれ部材を選定する規定を設けることができます。

（例）

地盤の長期地耐力 50kN/m² 以上用の基礎部材断面、70kN/m² 以上用の基礎部材断面を設定し、地耐力に応じて選定する規定を設ける。

3. 申請に必要な図書等

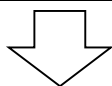
性能評価用提出図書（以下「提出図書」という。）の内容については、「図書作成要領」等を参照してください。

4. 事前相談から性能評価書発行までの標準的な事務手続きフロー

I. 事前相談

1. 事前相談

- (1) 事前相談から性能評価書発行までの手順、審査スケジュール、提出図書及び部数、その他不明な点について、評定部担当職員（以下「担当職員」という。）と事前に打合せを行ってください。
- (2) 提出図書の作成及び提出部数等については、図書作成要領等をご覧ください。
- (3) 申請の際には、本申請要領の他に次の文書類をご確認ください。
 - ①性能評価業務規程（BR-01）
 - ②性能評価業務約款（BR-505）
 - ③手数料一覧表（BR-510）
 - ④建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号イ、同号ロ（1）及び同号ロ（2）の認定に係る性能評価業務方法書（建築物又はその部分）（BR 共-03-06）



II. 受付

1. 受付

- (1) 性能評価申請書、提出図書が整ったら担当職員まで提出してください。
 - ①性能評価申請書（BF01-01）
 - ②提出図書
- (2) 性能評価申請書及び提出図書について、次の事項の確認を行い、不備がないと判断したときは受付をします。
 - ①申請案件が、本申請要領の申請の対象に該当するものであること。
 - ②性能評価申請書に必要事項がすべて記載されており、申請内容が明らかであること。
 - ③図書作成要領等において要求している提出図書がすべて整っており、記載事項に漏れがないこと。
- (3) 提出図書に不備等を認めたときは、該当箇所を訂正した後、再び（2）の確認を行います。
- (4) （2）、（3）の確認に際し、技術的な判断を要する場合等、必要に応じて、評価員等に諮ることがあります。
- (5) 提出図書の不備等について、訂正の余地がないと判断したときは、提出図書等を返却します。

2. 審査委員会における受理

- (1) 担当職員は、提出図書に基づき、申請内容を審査委員会に諮ります。申請内容に応じて、審査委員会と相談のうえ、申請者に対して申請内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 審査委員会は、申請内容を聴取した上で受理の可否を判断し、受理された場合、担当評価員を決定し部会を構成します。

```
graph TD; A[ ] --> B[III. 審査]; B --> C[IV. 審査委員会における報告]; C --> D[V. 性能評価書の発行];
```

3. 手数料の請求

- (1) 申請の受理後、手数料の請求書を発行しますので、当財団が指定する支払期日までにお支払ください。
- (2) 手数料が支払期日までに振り込まれない場合は、契約が解除される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

III. 審査

1. 審査

- (1) 2名以上の担当評価員により審査します。
- (2) 審査においては、提出図書、指摘事項回答書及び指摘に伴う追加資料等を提出してください。提出方法については、「図書作成要領」等を参照したうえ、必要に応じて担当職員に相談してください。
- (3) 申請者は、提出図書等に基づき詳細な内容説明を行ってください。審査は、担当評価員の質疑がすべて解決されるまで行います。

IV. 審査委員会における報告

1. 審査委員会における報告

- (1) III. 審査において、質疑がすべて解決された案件については、担当評価員が審査委員会に審議内容について報告します。
- (2) 審査委員会において最終的な審議を行い、適否を判断します。

V. 性能評価書の発行

1. 性能評価書の発行

- (1) 提出図書（構造計算書等を含む。）の内容がすべて了承された場合、大臣認定用提出図書を提出してください。
- (2) 大臣認定用提出図書の内容、提出方法については、「図書作成要領」等を参照したうえ、必要に応じて担当職員に相談してください。
- (3) 内容を確認し、必要に応じて修正をしたうえで、当該図書をもとに、性能評価書を作成します。

5. 留意事項

5. 1 審査期間における留意事項

- (1) 原則として、審査期間は受付を承諾した日から6ヶ月間です。6ヶ月を過ぎると、審査打ち切りとする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 正当な理由により審査期間の延長を希望する場合は、延長理由を記載した「業務期日延期依頼書 (BF50-07)」を提出してください。理由が正当であると認められた場合は、必要に応じて「業務期日延期承諾書」を交付し、審査期間を延長します。
- (3) 審査は、技術指導を行うものではありません。申請者側の対応等により、審査期間内（受付を承諾した日より6ヶ月間）に審査が終了しない場合は、「性能評価をしない旨の通知書 (BF01-05)」を発行し、審査を打ち切ります。なお、この場合、手数料は返還されませんので、あらかじめご了承ください。

5. 2 申請の取り下げ

- (1) 申請者の都合により、審査期間中に申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届 (BF01-06) を担当職員に提出してください。この場合、手数料は返還されませんので、あらかじめご了承ください。